

# 行政機関等との災害発生時における防疫活動等の協定締結状況

令和3年11月12日現在  
公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

---

## 愛知県との協定（平成30年3月19日）

---

(1) 協定名

感染症発生時における消毒業務に関する協定書

(2) 締結目的

愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く）における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、知事が実施する消毒業務への協力に関して協定を締結。

(3) 要請活動の内容

県は、消毒業務を遂行するために、協会の協力を得る必要があるときは、協会に対して協力を要請する。協力を要請する消毒業務は次のとおりとする。

- ア) 感染症の病原体に汚染され、または、汚染された疑いのある場所の消毒
- イ) 感染症の病原体に汚染され、または、汚染された疑いのあるねずみ族、昆虫等の駆除
- ウ) 感染症の病原体に汚染され、または、汚染された疑いのある物件の消毒
- エ) 消毒業に関する技術的支援、物資の提供等

(4) 費用の負担

協会が実施する消毒業務に要した薬剤、労務等の費用は、県が負担する。

---

## 名古屋市との協定（平成25年6月12日）

【指定都市】

(1) 協定名

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

(2) 締結目的

地震、風水害、その他の災害の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について協定を締結。

(3) 要請活動の内容

災害等発生に際し、市のみでは、当該発生地域における防疫処置を十分に実施することが困難と認めるときに、協会に対して次に掲げる活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害発生時における消毒活動
- イ) その他、特に市から要請する事項

(4) 費用の負担

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

## 岡崎市との協定（平成22年11月29日）

【中核市】

(1) 協定名

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

## (2) 締結目的

地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について協定を締結。

## (3) 要請活動の内容

災害等発生に際し、被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難と岡崎市が認めるときに、協会に対して次に掲げる活動の実施について協力を要請することができる。

- ア) 地震、風水害等の災害発生時における消毒活動。
- イ) 感染症発生時における消毒活動
- ウ) その他、特に市から要請する事項

## (4) 費用の負担

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

### 知多市との協定（平成 23 年 3 月 18 日）

### 【一般市町村】

---

## (1) 協定名

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

## (2) 締結目的

地震、風水害、その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について協定を締結

## (3) 要請活動の内容

災害等の発生に際し、市のみでは当該発生地域における防疫処置が十分に実施することが困難であると市が認めるときに、協会に対して、次に掲げる活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害発生時における消毒活動
- イ) その他、特に市から要請する事項

## (4) 費用の負担

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

### 一宮市との協定（平成 24 年 4 月 1 日）

### 【一般市町村】 【現在 中核市】

---

## (1) 協定名

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

## (2) 締結目的

地震、風水害、その他の災害の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の協力について協定を締結。

## (3) 要請活動の内容

災害等の発生に際し、市のみでは当該発生地域における防疫処置が十分に実施することが困難であると市が認めるときに、協会に対して、次に掲げる活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動。
- イ) その他、特に市から要請する事項

## (4) 費用の負担

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**安城市との協定（平成 25 年 3 月 21 日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害その他の災害の発生があった場合において、感染症の発生及び拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、市のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると市が認めるときに、協会に対して、次に掲げる活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動
- イ) 避難所における鼠族及び衛生害虫等の駆除活動
- ウ) その他、特に市から要請する事項

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**清須市との協定（平成 25 年 3 月 28 日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害その他の災害の発生があった場合において、感染症の発生及び拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の協力について、協定を締結。

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、市のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると市が認めるときに、協会に対して、次に掲げる活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 地震、風水害等の災害発生時における消毒活動
- イ) 避難所におけるねずみ、衛生害虫駆除活動
- ウ) その他、特に市から要請する事項

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**豊田市との協定（平成 26 年 9 月 1 日）****【中核市】**

---

**(1) 協定名**

防疫活動等に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害等が発生した場合における感染症の発生及びまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動及び平時における防疫活動に必要な知識の向上のための普及啓発活動等に関し、必要な事項を定め、協定を締結。

**(3) 要請活動の内容**

市が協会に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

- ア) 地震、風水害等の発生時における消毒活動



---

**常滑市との協定（平成 31 年 3 月 1 日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害及びその他の災害又は感染症が発生した場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等が発生した場合には、協会に対して、次に掲げる防疫活動への協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動
- イ) 災害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動
- ウ) その他、特に市が必要と認める活動

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**豊明市との協定（令和 2 年 3 月 3 日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害及びその他の災害の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、市のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対して、次に掲げる防疫活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動
- イ) 避難所における鼠族及び衛生害虫等の駆除活動
- ウ) その他、特に市が必要と認める活動

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**大口町との協定（令和 2 年 7 月 26 日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、町のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対して、次に掲げる防疫活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における防疫活動

- イ) 避難所における鼠族及び衛生害虫等の駆除及び防疫活動
- ウ) その他、特に町から要請する事項

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、町が負担する。

---

**幸田町との協定（令和2年7月29日）**

**【一般市町村】**

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、町のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対して、次に掲げる防疫活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における防疫活動
- イ) 避難所における鼠族及び衛生害虫等の駆除及び防疫活動
- ウ) その他、特に町から要請する事項

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、町が負担する。

---

**田原市との協定（令和2年8月7日）**

**【一般市町村】**

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の連携協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、市のみでは被災地等における防疫措置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対して、次に掲げる防疫活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 地震、風水害その他の災害発生時における消毒活動
- イ) 感染症発生時における消毒活動
- ウ) その他、特に市から要請する事項

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**北名古屋市との協定（令和2年8月20日）**

**【一般市町村】**

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、被害の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動への協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等発生に際し、市のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると市長が認めるときは、協会に対して、次に掲げる防疫活動の実施について、協力を要請するものとする。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動
- イ) 災害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫等の駆除及び防疫活動
- ウ) その他、特に市と協会が必要と認める活動

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**豊橋市との協定（令和2年8月24日）**

**【中核市】**

**(1) 協定名**

災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、市のみでは被災地等における防疫措置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対し、次に掲げる防疫活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 地震、風水害等の災害発生時における消毒活動
- イ) 感染症発生時における消毒活動
- ウ) その他、特に市から要請する事項

**(4) 費用の負担**

防疫活動を実施するに要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**新城市との協定（令和2年8月25日）**

**【一般市町村】**

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害、その他の災害又は感染症が発生した場合における感染症の発生及びまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動及び平時における防疫活動に必要な知識の向上のために必要な普及啓発活動等の協力に関し、必要な事項を定める

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し防疫活動の必要を認めるときは、協会に対し、防疫活動への協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動
- イ) 災害等の発生時における衛生害虫等の駆除活動
- ウ) その他、特に市が必要と認める活動

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

**(5) 平時における普及啓発活動等**

協会は、市から依頼があった場合には、市が実施する防疫知識の向上のための普及啓発活動への協力及び必要な防疫知識の提供を行うものとする。(要する費用は市が負担)。

---

**豊川市との協定 (令和2年10月1日)**

**【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し、市のみでは被災地等における防疫措置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対し、次に掲げる活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 地震、風水害等の発生時における消毒活動
- イ) 感染症発生時における消毒作業
- ウ) その他、特に市から要請する事項

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、市が負担する。

---

**蒲郡市との協定 (令和2年10月7日)**

**【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害、その他の災害又は感染症の発生した場合における感染症が発生した場合における感染症の発生及びまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動及び平時における防疫活動に必要な知識の向上のために必要な普及啓発活動等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

**(3) 要請活動の内容**

災害等の発生に際し防疫活動の必要を認めるときは、協会に対し、次に掲げる防疫活動への協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動
- イ) 災害等の発生時における衛生害虫等の駆除活動
- ウ) その他、特に市が必要と認める活動

**(4) 費用の負担**

協会が防疫活動に要した費用は、市が負担する。

**(5) 平時における普及啓発活動等**

協会は、市から依頼があった場合には、市が実施する防疫知識の向上のための普及啓発活動への協力及び必要な防疫知識の提供を行うものとする。(要する費用は市が負担)

---

**扶桑町との協定（令和2年11月17日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について協定を締結

**(3) 要請活動の内容**

災害の等発生に際し、町のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対して、次に掲げる防疫活動の実施について、協力を要請することができる。

- ア) 災害等の発生時における防疫活動
- イ) 避難所における鼠族及び衛生害虫等の駆除及び防疫活動
- ウ) その他、特に町から要請する事項

**(4) 費用の負担**

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、町が負担する。

---

**美浜町との協定（令和3年2月4日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害、その他の災害又は感染症の発生した場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について、必要な事項を定めるものとする。

**(3) 要請活動の内容**

災害等発生が発生した場合には、町が協会に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

- ア) 災害等の発生時における消毒活動
- イ) 災害等の発生時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除活動
- ウ) その他、特に町が必要と認める活動

**(4) 費用の負担**

協会が防疫活動に要した費用は、町が負担する。

---

**瀬戸市との協定（令和3年11月12日）****【一般市町村】**

---

**(1) 協定名**

災害等発生時における防疫活動等に関する協定書

**(2) 締結目的**

地震、風水害、その他の災害又は感染症の発生があった場合、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動等の協力について次のとおり協定を締結する。

**(3) 要請活動の内容**

災害等発生が発生に際し必要があると認めるときは、市が協会に協力を要請する防疫活動等は、次に掲げる活動とする。

- ア) 災害等の発生時における防疫活動
- イ) 衛生害虫等の駆除活動及び防疫活動
- ウ) 感染症等の発生時における消毒活動
- エ) 防疫活動等に関する技術的支援及び物資の提供等
- オ) その他、市が必要と認める活動

#### (4) 費用の負担

協会が防疫活動に要した費用は、市が負担する。

---

### 中部地区（7県）内ペストコントロール協会相互応援協定（平成19年12月14日）

---

#### (1) 協定名

中部地区本部7県における緊急災害時相互応援に関する協定書

※ 公益社団法人日本ペストコントロール協会中部地区本部

公益社団法人日本ペストコントロール協会の連携会員である、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県の地区協会が組織。

#### (2) 締結目的

感染症及び水害などによる災害が発生し、災害を受けた県協会の感染症予防隊独自で十分な対策が実施できない場合に、被災県協会の要請にこたえ、災害を受けていない県協会が友愛的精神に基づき、相互に協力し、対策を円滑に遂行するために、協定を締結

#### (3) 応援の種類

- ア) 高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫作業
- イ) 水害及び地震等に伴う防疫作業
- ウ) その他、特に要請があった事項

#### (4) 費用の負担

協会が実施する防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、要請先の県協会が負担

## 感染症予防衛生隊について

SARS や鳥インフルエンザなど、昨今は新種の感染症が各地で発生して問題になっております。そうした状況をふまえて、当協会では、「感染症予防衛生隊」（略称：TEAMS）をこのたび発足させることとなりました。

この「TEAMS」は、協会加入のペストコントロール（消毒業務）企業 29 社が協同で緊急時の感染症対策に対応するものです。例えば、某養鶏場にて鳥インフルエンザが発生した場合に、参加各社の連携プレーにより、即時出動できる体制を整えて、現場養鶏場内外、あるいは出入りの車両の殺菌消毒を 24 時間体制で行なうことが可能です。

また、SARS 感染が疑われる旅行客が、ホテルや観光施設に滞在した場合、事後の施設消毒については、国や自治体がすぐに対応してくれるとは限りません。そんな場合、民間救急隊 TEAMS は、緊急出動して現場施設の消毒にあたります。

名前の由来
感染症予防衛生隊（TEAMS）とは「環境衛生に向けて教育・訓練された連携部隊」のことで、英語表記した Trained & Educated Allied Members for Sanitation の頭文字から「TEAMS」と呼ばれています。

### 「TEAMS」出動を想定している事態

愛知県ペストコントロール協会「TEAMS」では、消毒器具・装備を確保し、連絡・出動体制を整備することにより、次のような緊急時にも迅速な対応が出来るようにしています。

- グローバルな感染症（SARS、鳥インフルエンザなど）発生時の環境殺菌消毒（二次対応）
- 災害（水害・地震）発生時の環境殺菌消毒／環境対策／住民対策
- 蚊・ネズミ・ハエなどの防除・駆除 [日本脳炎、西ナイル熱、マラリア等の感染危害管理]
- 食中毒発生時、または予防のための対策 [O157 などの腸管出血性大腸菌]

### 各県の「予防衛生隊」

- ・ 全国 47 都道府県協会の内、37 協会において都道府県ごとの感染症予防衛生隊が設置されています。
- ・ 予防衛生隊未設置の協会（設置準備中含む）でも、近隣地区協会との連携体制が整えられており、全国レベルで感染症発生時の防疫活動に対応しています。